

国民年金保険料の 免除・猶予申請

国民年金保険料の納付が経済的に困難な人を対象に、保険料の免除または猶予の申請を受け付けています。申請後、日本年金機構による審査を経て、免除・猶予が受けられるかどうかが決まります。免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

①年金手帳など(年金番号が分かるもの)またはマイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

※失業を理由とする申請は、別途書類が必要な場合があります

※同世帯以外の方が代理で申請する場合は、申請者の委任状要

②下記のいずれかへ。または、マイナポータルから申請。

③免除は、過去2年(申請月の2年1ヵ月前の月分)までさかのぼって申請可



日本年金機構
ホームページ

④・日本年金機構 草津年金事務所

☎(567)2220 FAX(562)9638

・国保年金課

☎・☎(582)1120 FAX(583)9738

国民健康保険ご加入の皆さんへ 新しい資格情報の お知らせ・資格確認書の郵送

8月1日(土)からの「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、70歳未満の「資格情報のお知らせ」には有効期限がないため、現在のものを大切に保管してください。

マイナ保険証をお持ちでない人

有効期限を更新した「資格確認書」を簡易書留で送付します。

マイナ保険証をお持ちの70~74歳の人

有効期限を更新し、8月以降の負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。

発送時期 7月中旬~下旬

※加入者分を世帯主宛てに送付します。

④「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。マイナ保険証が利用できない場合、マイナンバーカードと併せて医療機関の窓口へ提示してください。

⑤国保年金課

☎・☎(582)1120 FAX(583)9738

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 後期高齢者医療制度からお知らせ

⑥・国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(583)9738

・後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 FAX(522)3023

8月1日(土)からの「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を郵送

85歳以上の人と、84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない人

郵送内容 新たな「資格確認書」を7月中旬に簡易書留でお送りします。

受診方法 これまでどおり。8月1日(土)以降、新たな資格確認書で受診してください。

84歳以下で、マイナ保険証をお持ちの人

郵送内容 「資格情報のお知らせ」*1を特定記録郵便でお送りします。

受診方法 8月1日(土)以降、マイナ保険証(マイナンバーカード)での受診になります。

⑦事情によりマイナ保険証での受診が難しい場合**2は、資格確認書を交付しますので、国保年金課へ申請してください。

*1 「資格情報のお知らせ」は、何らかの事情でマイナ保険証を利用できない場合などで使用しますので、その際はマイナンバーカードと併せて医療機関の窓口へ提示してください。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できませんので、注意してください。

*2 以下の場合を想定。

- ・要支援・要介護認定を受けているなど、介助者が同行して資格確認を補助する必要がある場合
- ・マイナンバーカード更新中など、一時的に使用できない場合 など

⑧上記の内容は、令和8年8月1日時点の年齢を基準としています。

令和8年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送

令和8年度の保険料*の支払い方法は、通知書の「特別徴収」欄に金額の記載がある場合、公的年金から引き落とされます。また、「普通徴収」欄に金額の記載があれば、納付書または口座振替での支払いとなります。

※保険料額は、令和7年中の所得に基づいて計算します。

⑨令和8年度から新たに、子ども・子育て支援金分の保険料をご負担いただきます。